

川崎市市営住宅ストックの改善等事業に係る移転助成事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市営住宅（川崎市営住宅条例(昭和37年条例第32号。以下「条例」という。）第3条第1号及び第2号に規定する市営住宅をいう。以下同じ。）の改善等事業（市営住宅のストックを総合的に活用する改善その他の事業をいう。以下同じ。）に伴う入居者の移転に関し、必要な事項を定めることにより迅速かつ円滑に事業を実施し、もって市営住宅ストックの総合的活用を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改善等住戸 改善等事業により整備された住戸をいう。
- (2) 仮住居 改善等事業の期間中仮に使用する市営住宅の住戸をいう。
- (3) 家賃 条例第14条の規定により定められた月額のものを用いる。
- (4) 居室床面積 市営住宅の住戸部分における居室及び台所部分を合わせた面積をいう。
- (5) 移転対象住戸 改善等事業に係る住戸のうち、改善等事業の実施に伴い入居者を移転させる必要がある住戸をいう。

(説明会の開催等)

第3条 市長は、改善等事業の実施にあたって、説明会を開催する等の措置を講ずることにより、当該住宅の入居者の協力が得られるように努めるものとする。

(仮住居)

第4条 市長は、移転対象住戸の入居者が改善等住戸への再入居を希望するときは仮住居を提供するものとする。

- 2 仮住居の利用者は、改善等事業が完了したときは、速やかに改善等住戸に移転しなければならない。
- 3 第1項の規定により仮住居を提供する場合において、仮住居の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えるときは、仮住居の家賃を従前の市営住宅の最終の家賃とする。

(住み替え)

第5条 市長は、改善等事業の実施により居室数又は居室床面積が減少する住戸、開口部の閉塞又は狭小化、バルコニー面積の実質減少、圧迫感の増加等、居住環境が実施前に比べ悪くなる恐れがある住戸、もしくは、移転対象住戸の入居者が市の指定する他の市営住宅に入居の申し込みをしたときは、当該入居者を他の市営住宅に入居させることができる。

(移転助成)

第6条 市長は、予算の範囲内において次の各号のいずれかに該当する者に対して、その移転に係る費

用を助成することができる。

- (1) 移転対象住戸からの移転
- (2) 仮住居から改善等住戸への移転。
- (3) 前2号の場合を除き、第5条に係る他の市営住宅への移転。

2 前項の移転助成の額は、223千円とする。

(助成の申請)

第7条 この要領に規定する移転に係る移転料助成を受けようとする入居者は、移転確認書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の者が移転を完了した旨を移転完了届(第2号様式)により届け出たときは、移転について確認を行い、これが適正に完了されているときは移転助成費を支払うものとする。ただし、移転確認書と併せて「移転料前払申出書」(第3号様式)を提出した者に対しては、当該入居者に支払うべき額の全部又は一部を前払いすることができる。

(通則)

第8条 この要領の移転に係る手続き等に関しては、この要領に定めるもののほか条例、川崎市営住宅条例施行規則(昭和37年9月28日規則第57号)及びその他関連要綱等の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、決裁の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年3月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年3月4日から施行する。

移 転 確 認 書

年 月 日

(宛先)川崎市長

使用者

住 所

氏 名

	住 宅 名	号 数	移転予定日
移転前の住宅			
移転後の住宅			

市営 住宅の改善事業等実施のために、次の条件により移転することを確認しました。

条 件

1 移転助成金 予定額

¥									
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 年 月 日までに適正に移転を完了すること。

3 移転助成金の請求にあたっては事前に移転完了の確認を受けること。

(ただし、移転料前払申出書(第3号様式)が提出された場合は除く)

4 市から指示がある場合これに従い、適正な移転を行うこと。

移 転 完 了 届

年 月 日

(宛先)川崎市長

使用者

住 所

氏 名

年 月 日付け確認した市営 住宅の改善事業等実施に伴う移転について
年 月 日完了したので届けます。

移 転 の 内 容		住宅名	号 数	所在地	備 考
	移 転 前 の住宅				
	移 転 後 の住宅				

上記移転の完了を確認しました。

年 月 日

確認者 職氏名

立会者 職氏名

移転料前払申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

使用者

住 所

氏 名

私は 〇〇〇〇の施行のために、現在入居中の市営住宅から移転するにあたり、諸般の事情により引越し費用等の移転に要する費用を工面することができません。

つきましては、〇〇年〇月〇日までに必ず移転作業を完了し、現在入居中の市営住宅を明渡すことを誓約しますので、移転料の前払を希望します。

なお、検査において残置物があり、合格しなかった場合や、期日までに市営住宅を明渡すことができなかった場合は、移転料を返金します。

1 入居者情報

	住 宅 名	号 数	移転予定日
移転前の住宅			
移転後の住宅			

2 前払申請額 (第6条第2項に基づく金額を上限とする)

() 全額

() 一部 () 円